

# 情報提供

那医発第 31 号  
令和 6 年 4 月 17 日

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利 博朗  
担当理事 外間 浩



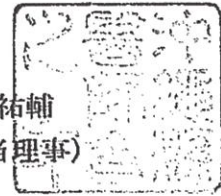
平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「臨床研修対策関係通知文について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。  
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。  
☆問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

記

沖医発第 82 号 F  
令和 6 年 4 月 16 日

地区医師会臨床研修対策担当理事 殿

沖縄県医師会  
常任理事 大屋 祐輔  
(臨床研修対策担当理事)



## 臨床研修対策関係通知文について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、標記の件について下記文書が別添のとおり届いておりますので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下医療機関への周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、本通知の添付資料は省略しておりますので、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

記

- ①基本領域学会認定専門医を広告可能とする経過措置の終了について  
(令和 6 年 4 月 4 日 日医発第 79 号 (地域) (生教))
- ②「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正について  
(令和 6 年 4 月 5 日 日医発第 106 号 (生教))
- ③「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針について」の一部改正等について  
(令和 6 年 4 月 10 日 日医発第 165 号 (生教))

沖縄県医師会業務第 1 課：平木  
TEL：098-888-0087  
FAX：098-888-0089  
E-mail：g1@okinawa.med.or.jp



11

日医発第 79 号(地域)(生教)

令和 6 年 4 月 4 日

都道府県医師会 担当理事殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 釜 范 敏

黒 瀬 巖

(公印省略)

## 基本領域学会認定専門医を広告可能とする経過措置の終了について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局総務課、医事課等より関係学会宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

一般社団法人日本専門医機構が行う医師の専門性に関する認定（基本的な診療領域に係るものに限る。）と同一の専門性を有する医師 16 団体 16 資格（別添 1）については、令和 3 年 9 月 27 日厚生労働省告示第 347 号附則に基づく経過措置として、当面の間広告可能とされてきました。

本件は、本会が構成員として参画している、令和 6 年 3 月 25 日に開催された「第 3 回医療機能情報提供制度・医療広告等に関する分科会」に基づき、当該資格に関する経過措置については、令和 11 年 3 月 31 日をもって終了することについて周知を依頼するものです。なお、令和 11 年 3 月 31 日までに当該団体の専門医資格を取得又は更新した医師については、当該取得又は更新による認定期間の開始日から起算して 5 年間に限り、広告可能とされております。この経過措置の終了により、令和 11 年 4 月 1 日以降に当該資格に新たに認定された者（取得又は更新した者）は、広告可能ではなくなる予定です。

今後、このような方針に基づき、告示等の改正が行われる予定ですので、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係機関への周知方につきご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

以上



日医発第106号（生教）  
令和6年4月5日

都道府県医師会長

日本医師会長  
松本吉郎  
(公印省略)

「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」  
の一部改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和6年3月29日付け厚生労働省医政局長通知により、標記通知が一部改正されました。今回の改正は医道審議会医師分科会医師臨床研修部会において、医師臨床研修部会報告書（以下、「報告書」という。）が取りまとめられたことに伴うものです。

【医師臨床研修部会報告書】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000200876\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000200876_00005.html)

主な改正内容は以下のとおりですが、添付資料4も併せてご参照ください。

1. 小児科・産科プログラムに係る規定（施行通知第2の5（1）ア（カ））  
小児科・産科プログラムにおいては、12週以上の研修を行う研修プログラムを設けること。
2. 基礎研究医プログラムに係る規定（施行通知第2の5（1）ア（ク））  
病院は、提出された基礎医学の論文について、基礎研究医プログラム研修修了者基礎医学論文提出報告書（様式A-29）を、提出を受けた年度の次年度の4月30日までに管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に提出すること等。
3. 臨床研修を行うために必要な症例に係る規定（施行通知第2の5（1）エ）

離島のみで構成され、かつ、基幹型病院が存在しない二次医療圏に所在している病院であって、当該二次医療圏内において、年間の入院患者数及び救急患者数が最大のものである等の要件を満たした場合には、病院の入院患者の数が年間2,700人未満であっても、臨床研修病院の指定ができること。

#### 4. 副プログラム責任者に係る規定（施行通知第2の7（3））

副プログラム責任者（施行通知第2の5（1）ケ）について、プログラム責任者養成講習会を受講することが望ましいとしたこと。

また、報告書策定にあたり議論されている「地域における研修機会の充実」としての「広域連携型プログラム」につきましては、医師臨床研修部会において、関係都道府県の意見も踏まえつつ、その詳細について引き続き検討することになっています（報告書14～15頁）。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、貴会管下関係医療機関等に周知方ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

1. 「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正について  
（令6. 3. 29 医政発0329第44号 日本医師会長宛 厚生労働省医政局長通知）
2. 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について  
（平15. 6. 12 医政発第0612004号 厚生労働省医政局長通知）（一部改正令6. 3. 29）
3. 同通知「新旧対照表」
4. 「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正の概要（令和6年3月29日付け厚生労働省医政局長通知）
5. 「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の様式に係る改正概要





日医発第 165 号 (生教)  
令和 6 年 4 月 10 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
松本吉郎  
(公印省略)

「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針について」  
の一部改正等について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和 6 年 3 月 15 日付で標記通知（以下、「開催指針」という。）が一部改正されたこと等、および、これにともない今後の「日本医師会 指導医のための教育ワークショップ（都道府県医師会等開催）」の取扱いについて変更することとしたので、ご了知いただきたい。

1. 開催指針の一部改正について

令和 6 年 3 月 15 日付で標記通知（以下、「開催指針」という。）が一部改正されました。今回の改正内容は、以下の 4 点です。

- (1) 様式 1 の修了証書について、（主催者名）を押印不要とすること。
- (2) 様式 1 の修了証書について、厚生労働省医政局長（医政局長名）を（公印省略）とすること。
- (3) 交付しなかった修了証書は、主催者において確実に破棄すること。（開催指針第 3 「2」関係）

これまでのように厚労省に返却する必要はなくなりました。

- (4) 指導医講習会の修了者から修了証書の紛失等の連絡があった場合は、主催者において当該者の受講歴を確認の上、確認が取れた場合にあっては、修了

証書を再交付して差し支えないこと。(開催指針第3「3」関係)

なお、再交付の場合はこれまで同様、厚生労働省医政局長(医政局長名)の記載不可であり、主催者名(および日本医師会長名)のみ記載することになります。

2. 代表的なアナログ規制の点検について(デジタル原則)」(厚労省)について  
代表的なアナログ規制の点検について(デジタル原則)」(厚労省)について、本開催指針との関係が明確化されましたので、あわせてお知らせ申し上げます。

【代表的なアナログ規制の点検について(デジタル原則)】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_37195.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37195.html)

「○対面講習規制」の「No.10」として「医師法第一六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について 第2 7(4)ア(イ)」の「臨床研修の基本理念を踏まえた指導方法等に関する講習(指導医)」が phase2「講習会開催にあたる一部の工程(修了証の発行を含む講習にかかる一連の手続き)」について、デジタル化を妨げるものではない」とされました。

この趣旨は、「講習会の開催から修了証の発行に至るまでに一連の手続きについてデジタル化を妨げるものではない」ということです。指導医講習会の開催は、オンライン実施も可能である旨開催指針に明記されているところですが、改正前の開催指針では修了証書の発行に押印の記載があり、結果として紙の修了証書発行が前提となっていたことから、今般開催指針が改正されたものです。これを踏まえれば、修了証書をメール送信することなども一律に妨げられるものではありません(ただし、具体的な方法については、個々に確認が必要ですので、ご留意ください)。

3. 「日本医師会 指導医のための教育ワークショップ(都道府県医師会等開催)」の取扱いについて

(1) 従来、都道府県医師会等開催の指導医講習会の修了証には日本医師会長の

押印を行っていましたが、1. の（1）および（2）の趣旨から当該押印は行わないものとします。なお、押印しない場合には「(公印省略)」と記載してください。

この場合、開催指針の様式1に基づき、日本医師会長名については都道府県医師会等の主催者において以下の例のとおり記載してください（本会に送付する必要はありません）。なお、都道府県医師会等において従来から用いている様式がある場合には、当該様式に沿っていただいて差し支えありません。

令和〇年〇月〇日
〇〇県医師会長 〇〇 〇〇
日本医師会長 〇〇 〇〇
(公印省略)

(2) 都道府県医師会等開催の指導医講習会の主催者が日本医師会長の押印を希望する場合には、従来どおり当該押印を行います。その場合、厚生労働省医政局長から「医師の臨床研修に係る指導医講習会の内容確認について」の回答があり次第速やかに本会生涯教育課に依頼してください。

●日本医師会生涯教育課：syogai@po.med.or.jp

(3) 上記（1）（2）の日本医師会長印の要・不要を確定させるため、「2024年度『日本医師会 指導医のための教育ワークショップ（都道府県医師会等開催）』実施要綱」（令和6年2月1日付け日医発第1954号（生教））中、「申請様式例」を別添のとおり一部改正（11.を追加）するので、今後開催分の申請に当たっては別添の「申請様式例」を活用してください。

以上

(添付資料)

1. 「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針について」の一部改正について（令和6年3月15日厚生労働省医政局長事務連絡）

2. 医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針について

(平成 16 年 3 月 18 日医政発第 0318008 号〔一部改正:令和 6 年 3 月 15 日〕)